神奈川県有床診療所等消防用設備整備費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、有床診療所等における防災対策を推進するため、医療法人等が実施する、スプリンクラー等の消防用設備の整備に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

　(1) 有床診療所等

病床又は入所施設を有する診療所、病院及び助産所

　(2) 医療法人等

医療法人、市町村（地方独立行政法人及び地方公共団体の組合を含む。）、社会福祉法人及びその他知事が適当と認める者

（補助の対象事業）

第３条　補助の対象とする事業は、別表のとおりとする。

（補助額の算出方法等）

第４条　補助額の算出方法は、次によるものとする。

(1) 別表の第４欄に定める基準額と第５欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(2) 前号により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない額に別表の第６欄に定める補助率を乗じて得た額（算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）を交付額とする。

（交付の対象外費用）

第５条　この補助金は、次に掲げる費用については、補助の対象外とする。

(1) 設計その他工事に伴う事務に要する費用

(2) その他の整備費として適当と認められない費用

（申請書の提出）

第６条　補助事業者は、知事が別に定める期日までに、補助金交付申請書（第１－１号様式）に必要な書類を添えて、知事に提出するものとする。

２　補助事業者は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、知事が別に定める期日までに、補助金変更交付申請書（第１－２号様式）を知事に提出するものとする。

３　補助金の交付を受けようとする者は、第１項の申請を行うにあたって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（暴力団排除）

第７条　神奈川県暴力団排除条例第10条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団

(3) 法人にあっては、代表者又は役員のうちに前号に規定する暴力団員に該当する者があるもの

(4) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が第２号に規定する暴力団員に該当するもの

２　知事は、必要に応じ補助金等の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

ただし、当該確認のために個人情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

３　知事は、補助事業者が第１項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（交付条件）

第８条　規則第５条の規定による条件は、次のとおりとする。

　(1) 補助事業の経費の配分を変更しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。ただし、経費の20％以内の変更については、この限りでない。

(2) 補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、すみやかに知事の承認を受けなければならない。

　(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。

　(4) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(5) 交付申請予定額（複数の補助事業の申請を予定している場合には、その合計額）が１億円以上の施設整備を行う場合には、原則として５社以上の競争入札を行わなければならない。

　(6) 補助事業を行うために請負契約を締結する場合は、一括下請負の承諾をしてはならない。

(7) この補助金にかかる補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

（変更の承認）

第９条　前条第１号から第３号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、事業変更（中止、廃止）承認申請書（第３号様式）に必要な書類を添えて知事に提出しなければならない。

（申請の取下げのできる期間）

第10条　規則第７条第１項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日を経過した日までとする。

（状況報告）

第11条　規則第10条の規定による状況報告は、知事が別に定める期日までに、事業遂行状況報告書（第４号様式）により行わなければならない。

（実績報告）

第12条　規則第12条の規定による実績報告は、事業実績報告書（第５号様式）に必要な書類を添えて、事業完了の日から起算して１か月を経過した日（第９条により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して１か月を経過した日）又は翌年度４月５日のいずれか早い日までに知事に報告するものとする。

２　消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、前項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を報告書に添えて提出しなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第13条　消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第２号様式）により、すみやかに知事に対して報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部又は一支社及び一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

２　知事は、前項の報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（財産の処分の制限等）

第14条　補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。

２　知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

３　補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

（書類の整備等）

第15条　補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

２　補助事業者が法人その他の団体である場合であって、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

（書類の提出部数）

第16条　規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は２部とする。

（届出事項）

第17条　補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、すみやかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

(1) 住所又は氏名を変更したとき。

(2) その他申請内容に変更があったとき。

（書類の経由）

第18条　規則及びこの要綱の規定により書類を知事に提出する場合は、補助金の所管課を経由しなければならない。

（雑則）

第19条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項は、知事が別に定める。

附　則

　この要綱は、平成26年７月９日から施行する。

附　則

　この要綱は、平成27年２月24日から施行する。

附　則

　この要綱は、平成28年１月12日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、平成28年６月15日から施行する。

　附　則

　この要綱は、令和元年７月11日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年８月５日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年10月17日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年８月19日から施行する。

別表

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １ 対象事業名 | ２ 補助事業者 | ３ 対象施設 | ４ 基準額 | ５ 対象経費 | ６ 補助率 |
| 有床診療所等消防用設備整備事業 | 医療法人等 | 診療所、病院、助産所のうち病床又は入所施設を有している棟 | 当該施設の対象面積に次に掲げる基準単価  を乗じた額とし、消火ポンプユニットを整備する場合は(1) 、(2）に限り1施設当たり　2,350千円を加算する。  (1)通常型スプリンクラー対象面積１㎡当たり  基準単価  23千円  (2) 水道連結型スプリンクラー対象面積１㎡当たり  基準単価  22千円  (3)パッケージ型自動消火設備対象面積１㎡当たり  基準単価  27千円  (4)消防法施行令(昭和36年政令第37号)第32条適用設備対象面積１㎡当たり  基準単価  26千円 | スプリンクラー（パッケージ型自動消火設備及び消防法施行令（昭和36年政令第37号）第32条の規定によりスプリンクラー設備の代替設備として認められた設備を含む）整備のために必要な工事費又は工事請負費 | ２分の１ |
|
|
|
|
|
|
|
|
|
|
|
|
|
|
|
|
| 自動火災報知設備を新設する場合  １施設当たり  1,222千円 | 自動火災報知設備整備のために必要な工事費又は工事請負費 | 定額 |
|
|
|
|
|
|
|
|
|
|
|
|
|
|
|
|